

一年の活動を 振り返って

就任3年目を経過しましたが、地域コミュニケーションがいかにか大切かを考え、その組織作り「コミュニティ会議」の結成拡大を期待して活動しましたが、既に発足し地域で多大の成功を治めている団体は多くありますが、結果的に目指す成果が得られず反省しています。サブタイトルも「魅力あるまちづくりグループ」と分かり易くしました。どうぞお気軽にご相談頂きたく、お待ちしております。(坂本)

区民会議がどれだけの役割を果せるか試行錯誤が続くと思いますが、行政との連携により一つずつ積み重ねていき活気のある浦和区になればいいなと思っています。

商店会という立場で参加させていただきましたが、今、浦和区内の多くの商店街が苦境に立たされており、魅力ある街づくりをするためには中心市街地のにぎわいを取り戻すための様々な取り組みが急務ですが、思うようにお役に立てず1年が過ぎ、申し訳なく思っております。

(大郷)

浦和区の魅力あるまちづくりに向けた会議からの提案も十分に検討され、着実に実を結びつつありますが、行政との協働という点でのしっかりとした基本作りにもう一步踏み込む必要を感じています。

様々なコミュニティグループもまちづくりに参画し、活動内容も創意工夫が計られる今、それぞれを生かせる行政のカバーを期待し、会議としても大きな役割を果して、政令市としての品格あるまちづくりの中心を為す浦和区区民会議の一員として、二年目に向けたスタートを切りたいと願っています。(丸山)

区民会議も2期目となり、昨年度策定の「まちづくり推進プラン」具現化に向けて活動しました。企画部会が中心となって浦和駅東口市民広場計画案をとりまとめて市に提出できたことは、その第一歩だと思います。時間や情報が限られた中で、委員の皆さんの積極的なご参加を頂いたおかげで、より市民に親しまれる市民広場づくりにつながっていきそうで、期待を抱いています。また、2回目となった「コミュニティの広場」でも皆さんと一緒に愉しく活動できました。来年は最後の1年となりますので微力ながら貢献していきたいと考えています。

(大工原)

今年度の活動では、東口市民広場についての提案と市川市の視察を通じて、市民参加の街づくりと景観計画の実践が体験できました。以来、国内外の街を訪れると、其処の素晴らしさと模範にすべき点に目を向けるようになりました。住民の満足感や治安の良さは、街の雰囲気や景観に反映します。

日本の地方は高齢化で市場規模や生活圏が縮小し、都市部に集約される傾向にあります。首都圏のさいたま市でも何かの影響は否めません。また地球規模での環境・衛生・食の安全等も含めた危機管理は、ますます重要になりました。この2点に留意しつつ、市民やさいたま市を訪れる方々に散策を楽しんでいただける街づくりを考えていきたいです。(山本)

区民会議について、何も知らないままに参加しての一年間、たくさんある課題を勉強しながら追いついてゆくのやがったの新米委員でした。地元地域を支えている方々の熱意、努力そして寛容さうたれ、交流を持たせていただいたことは大きな実りです。

まちづくりとはプロセスを大切にしてくること、そうしているうちにゴールが見えてくるのではないかと思います。私にとってのゴールとは、浦和が人に優しい成熟したまちになることで、あと一年、浦和区の未来のために少しでも力になれば、と願っています。(樋田)

今年度から公募委員として区民会議に出席させていただいております。出席して、一番感じたことは自治会をはじめコミュニティ団体あるいはNPO団体等多くの皆さんが、私たち区民が安全で安心して快適な生活ができるよう、そして楽しい街づくりのためにまさにボランティアとしてご尽力いただいているということです。こうした皆さんの活動が私たちの日常を支えてくれているのだなとつくづく感じた次第です。私も区民会議を通じ、少しでもお役に立てればと思っております。(岡野)

コミュニティ会議として諸団体がさまざまな活動をしていることに驚かされました。より区民に親しまれるよう別称を設けた効果が期待されます。

まちづくり推進プラン実現に向けた提案では、浦和駅東口市民広場の整備に関する提案が細部にわたり具体的になされた。いまのところ今後に残された検討テーマは内容的にも幅広いものでスケールの大きさを感じます。(小川)



区民会議の委員として2期目の活動に携わりましたが、前期の時と比べやや馴れて、緊張感がなくなったためか、新鮮な感覚がうすくなってしまいましたが、前期より多少改善されて、前進したところもあったと思いました。今までに認定されたコミュニティ会議で、3年後も独自で継続できることが望ましいと思いますが、3年の補助では縮小せざるを得ないことも考えられます。コミュニティ会議活動は、新規を望みますが、既存の組織で新しい事業計画に対する補助を期待したいと思います。(小原)

今年になって紀子様のおめでた、トリノオリンピック荒川選手の金メダル等、明るいニュースが多いせいか、道行く人々の表情も明るく感じられ、魅力あるまちの光景が見えるようです。一方、福祉にやさしいまちを目指す浦和区の道路は、時間帯で車の入れない所が多く、高齢者がタクシー利用に不便さを感じるので、道路標識の見直しの要望が聞かれます。このことは是非行政にお願いしたい課題です。今後も区民会議で得た貴重な情報は近隣、特に高齢者に伝えて防犯に気を配り、安全で住みよいまちづくりに努めて参りたいと思います。(坂場)

初年度はあっという間の一年間でした。そして委員として十分に貢献出来ただろうかと冷静に考えてみますと物凄い物足りなさを痛感しています。と言いますのも私自身、会議用にあるテーマなり問題を提起された場合、必ずかなりの時間をかけて下調べをし出席しますが、その内容が十二分に反映できなかった事です。二年目はこの反省を糧に区民そして市民の為により良い貢献をしたいと思っています。これは提案ですが、会議をより迅速な有意義なものにする為に最終的に事務局からのTOP-DOWN方式があっても良いと思います。その理由として私達は区役所そして市役所の内部組織そして物の流れを十分に把握出来ていないと共に新しい事柄の動きや進捗状況を逐次把握できていないからです。是非お願いします。(鈴木)

本年度より区民会議に参加させていただきました。前任の落合氏より会議の概要について聞いてはありましたが、委員の皆様方の熱意には勉強させられるものがあります。また、全体会議のみならず部会もあり、業務の都合上、出席できないケースが多く申し訳なく思っております。早いもので一年が経過してしまいましたが、様子もわかってきたので、二年目は本年以上に活動をしてまいりたいと思います。先輩委員の皆様、事務局の皆様、よろしく御指導の程お願い申し上げます。(新田)

平成15年4月より委員をさせて頂いております。

当初は、コミュニティ会議の意味もよく解らずに議論を重ねていましたが、企画部会・運営部会・広報部会が立ち上がり、それぞれの活動成果が見えてきていると思います。平成20年度に向けて、浦和駅と駅周辺の再開発事業が進んでおり、その中でも市民の意見が反映されていければと期待しています。マンションも各地域で幾多の計画・建設が始まっており、防犯や地域活性化について益々の検討議論が必要と考えています。(水谷)

平成15年度に区民会議が実施した区民の意識調査によれば、37.6%の方が浦和区のまちづくりに「参加したい・できれば参加したい」と回答している。私が4年前に地域に戻った時、どこに行けば地縁組織や市民団体の情報が分かり、地域社会に入っていくきっかけを掴めるか分からなかった。来年からは団塊の世代が地域に戻ってくる。30の魅力あるまちづくりグループは、同じミッションを持つ市民団体・地縁組織・NPOと連携し、団塊の世代の活力を生かして、区民参加の住んでよかった・住み続けたいまちづくりを進めていくことが大切である。(岡田)

本年度から区民会議の委員となりましたが、「あーっと」という間に年度末となってしまいました。全体会議と運営部会を担当し参加致しまして、浦和区独自の運営方法、各部会の独立性を大切にしていることは感心してしまいます。運営部会では各団体からの申請書で意見等を検討し、委員の熱烈な意見交換が行われ、事務局、部会長さんなどまとめるのに一苦労であったと思います。しかし当部会では、各団体の将来性、活動性等をみながらどのように活動が進行して行けるのかを見つつ、全体会で委員の理解を取りやすいことを求めて活動ができるようつとめていることを協議していると思います。そして部会も含めて公開だったので無責任なことは申し上げできず、たえず緊張していました。部会長中心に楽しく意見を述べさせていただき私自身よい体験と自分を磨く上でもよい勉強となりました。いろいろとありがとうございました。(吉野)

浦和に生まれ浦和で育ったものとして、さいたま市の模範となる浦和区区民会議をめざし、区民のニーズを行政に要望、提案し市民協働参画型社会の実現を目指すべく、区民に認知される「区民会議」としてその存在価値を高める責任は我々委員に科せられた大きな課題と認識しています。私は行動するにあたり、観察、推理、計画、実行、考察(反省)を心掛けています。

「区民会議」が区民に評価認知されるのは、行動するのみです。話題のスベンサージョンソン著「チーズはどこへ消えた」に変化は起きる、変化を感知せよ、すばやく適応せよ、進んで変化を楽しもうとあります。区民会議もコミ会議のあり方も現実を見据え過去にとらわれず常に変化(進化)に対応したいものです。(大関)

浦和区民として、コミュニティ会議から推選されて区民会議に参加し、いろいろ勉強させていただきました。多くの区民が、より快適で安全で、安心して住める浦和区にするために、小さくてもできることから一つ、そしてまたもう一つと積み上げていく努力が必要だと痛感しています。

魅力ある浦和区のまちづくりのために、自発的に浦和区民の一人一人がボランティアに関わって、仲間とのコミュニケーションがもっともっと進んでいけるようになれば、もっとわくわく、明るく、楽しい浦和区の将来が期待されると思っています。(秋山)

「興味津々」参加し、アマの経験を生かし「試行錯誤」の中でもそれなりに活動した1期目。私なりの考えで、客観的に距離を置いて関与した2期目。今、率直な感想は、「疑問と失望」である。

任期もあと1年。「次」に納得の出来る形で引き継ぎすることが可能か。残りの期間、私なりに活動、関与出来れば幸いであると願っている昨今である。(新井)

なにもわからずに参加させていただき、ありがとうございました。が、やはりなにもわからずおしまいになってしまったことが残念です。ひとりひとりの意志が形となって生きることができるよう、希望を持って浦和に住みたいと思えます。(一柳)

推選委員として運営部に属し早や一年、はじめのうちはコミュニティ会議が何かを理解するので一杯いっぱいでした。多くの区民の皆さんにもっと「魅力あるまちづくりグループ」として活動を広げていただければと思います。若い世代の区民の参画が少ないのが少し気になっています。浦和区の次世代を見据えたまちづくりは、若い世代が振り向いてくれなければなかなか育ってはいけません。子育てグループ、子ども遊び支援グループ、青年の主張フォーラムグループ等々…。魅力ある浦和区に育つことが楽しみです。(渡辺)

浦和区民会議委員 2 期目の 1 年が過ぎ去った今、生まれ育ったふるさと「浦和」を改めて見直しますと、環境の変化や生活の変化と共に行政の変革が大きく感じられます。本年度発行した「わくわく浦和区暮らしの便利帳」に広報部員の一人として携わり学んだことは、あらゆる情報を分野別に整理しますと、さいたま市行政の取り組むきめの細かさが改めてよく理解できたことです。私たちの暮らす浦和区を“わくわくする魅力ある街”にする努力を多くの区民の方々と続けたいと思います。(柿塚)

さいたま NPO センター推薦の委員として二期目になります。私は市内の NPO に選ばれたわけではありませんが、区民会議委員の中で NPO を名乗るのは私だけなので、NPO の評判を下げないようにいつも責任を感じて緊張しています。区民会議やコミュニティ会議は、長く地域づくりに貢献されてきた地縁団体の方と、関心のあるテーマについて自発的に地域で活動してきた NPO・市民団体の出会いの場と機会としての意義が大きいと感じています。その意味からも、もう少し NPO・市民団体の委員が増えてくれるといいと思っています。(東)

第一回区民会議において、希望する部会が定員オーバーでした。その後、会長のご配慮で少数精鋭の柿塚部会長率いる広報部会に入ることができ大変有難く思います。最初の頃は会議や部会の開催日時が気になりましたが、どうにか出席し、僅かながら協力することができました。特にコミュニティの広場の交流発表会では、10 割の準備で 100%の成果をあげ大成功でした。この寒さをやりすごし、木の芽おこしの雨が降ると春は必ずやってきます。「中山道浦和宿二七の市」に参加して、夏にはヤブカンゾウの輝く花を必ず見に行きます。コミュニティ課の皆様には夜遅くまでお疲れさまでした。(中島)

区民会議の立ち上げから参加させて頂きながら、一期目の二年間は感心するほど知識の豊かな委員達に圧倒され、自分の責務は何なのか試行錯誤しながら過ぎてしまいました。そして二期目には自分の立場を理解し活動しようと継続致しましたが、ただの浦和に生まれ浦和が大好きな一区民としての意識でしかなかったと反省しています。浦和区の将来像にある「にぎわい」の原点は商業の活性化であるとの意識を強く持ち、行政との協働を図り、商人にも住みよいまちを提案が出来たらと考えます。(藤倉)

「魅力あるまちづくりを推進し、市民共同参画型社会の実現…」とある区民会議の設置目的を、広報部会に所属して関わりを持った「わくわく浦和区」(区民会議だより)「暮らしの便利帳」の作成段階において感じました。各種団体の代表者やその他広い立場からの委員の方から多くのことを学ばせていただきました。(吉岡)



■ 資料

1 浦和区区民会議設置要綱

(設置)

第1条 浦和区の魅力あるまちづくりを推進し、市民共同参画型社会の実現を目指すため、浦和区区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(活動等)

第2条 区民会議は、次の活動等を行う。

浦和区のまちづくりを推進する上での対処すべき諸課題についての協議及び政策提言

浦和区民と行政の協働による魅力あるまちづくりの推進のための活動

その他浦和区の健全な発展に寄与する活動

(組織)

第3条 区民会議は、各種団体の推薦者又は代表者、コミュニティ会議の推薦を受けた者及び公募により選ばれた者による委員20人程度をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、1回に限り再任されることができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第4条 区民会議は、特別の事項を調査、検討するため、部会を置くことができる。

(役員)

第5条 区民会議に会長1人、副会長2人を置くほか、部会を置いたときは、部会長1人を置くことができる。

2 会長、副会長及び部会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、区民会議の会務を総理し、区民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

(会議)

第6条 区民会議は、定例会及び臨時会（以下「定例会等」という。）を開催する。

2 臨時会は、会長が必要と認めるときに、これを開催する。

3 会長は、定例会等を招集し、その議長となる。

4 区民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を定例会等に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

5 区民会議は、必要に応じて部会の会議を開催することができる。

6 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第7条 定例会等は、原則としてこれを公開する。

(議事録の作成)

第8条 会長は、定例会等の議事の概要を議事録として記録するものとする。

2 議事録には、議事のほか、定例会等の日時、出席委員の氏名その他会長が必要と認める事項を記載する。

3 前2項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(活動の報告)

第9条 会長は、年度の末日までに、当該年度に係る活動報告書を作成し、浦和区長の意見を付して市長に提出するものとする。

(事務局)

第10条 区民会議の事務局は、浦和区役所区民生活部コミュニティ課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、区民会議に関し必要な事項は、区民会議が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年7月5日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 浦和区コミュニティ会議認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティを活性化し、浦和区の魅力あるまちづくりを推進するため、浦和区コミュニティ会議の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 コミュニティ会議とは、区民が主体となり、自らが活動テーマを実現するため、幅広い区民参加のもと自主的に設立した団体で、相互の創意、話し合いに基づき、実践活動等を通して、地域コミュニティを活性化し、区民が愛着の持てるまちづくりを推進する団体で、浦和区長が認定した団体をいう。

2 前項に規定する団体は次に掲げるいずれかの活動を原則として平成15年度から実施するものとする。

- (1) まちづくり活動
- (2) 地域コミュニティ醸成活動
- (3) 世代間のコミュニティの醸成活動
- (4) 福祉活動
- (5) ボランティア活動
- (6) 公益活動
- (7) その他、区長が特に認める活動

3 団体は、浦和区内に事務所又は活動拠点を構えていなければならない。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする団体(以下「団体」という。)は、コミュニティ会議認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則又は規約等
- (4) 会員等名簿
- (5) その他区長が必要とする書類

(認定の決定)

第4条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、また必要に応じて聞き取り調査等を行い、団体の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、認定の適否を決定し、認定・非認定決定通知書(様式第2号)により団体に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により認定の決定をした場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

3 区長は、コミュニティ会議の認定を行ったときは、区民会議に報告する。

(認定基準)

第5条 認定を申請する団体等は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 宗教上の活動をするものではないこと。

(2) 政治上の主義を主張し、支持し、又はこれに反することを目的とする活動をするものではないこと。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする活動をするものではないこと。

2 前項に反しなされた申請は、これを棄却し、又は取り消すことができる。

(認定の取り消し)

第6条 区長は、次の事由に該当すると認められる場合には、第4条の規定により認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）の取り消しを行うことができる。

(1) 認定団体の運営に著しく適正を欠くと認められ、その改善命令に従わないとき

(2) 認定団体の解散又は合併により、目的を達成することができないと判断されるとき

(実績報告)

第7条 認定団体は、毎年1回、事業報告書（様式第3号）を区長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月24日から施行する。

3 浦和区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティの醸成と区の魅力あるまちづくり推進を目的としたコミュニティ会議等の団体(以下「団体等」という。)が行う事業に対し、さいたま市区長事務委任規則に基づき、浦和区長(以下「区長」という。)が予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の名称と概要)

第2条 前条に規定する団体等に対する補助事業は別表のとおりとする。

(補助事業対象者等)

第3条 補助事業対象者等は、第1条に定める事業を目的とした団体等とし、区長が認定した団体等(以下「認定団体」という。)を対象とする。ただし、別表のスキルアップ助成を申請する団体はこの限りでない。

2 前項に規定する区長の認定は、浦和区コミュニティ会議認定要綱を準用する。

(補助金額の決定等)

第4条 補助金の額は、予算で定める範囲内とし、区長が決定する。

2 区長は、前項の補助金の額を決定するにあたっては、浦和区区民会議の意見を聞くものとする。ただし、区民会議の意見を聞くいとまがないと区長が判断したときは、区長は補助金の額を決定し、その結果について区民会議に報告するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等の収入支出予算書
- (3) その他区長が必要とする書類

(交付の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助の適否を決定し、補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の決定をした場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請したものは、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる補助金の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内は、当該申請を取り下げることができる。

(変更承認の申請)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業計画等の変更(区長が認める軽微な変更を除く。)、中止又は廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を事業変更・中止・廃止申請書(様式第 3 号)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による承認の申請があったときは、内容を審査し事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第 4 号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 交付決定者は、当該事業終了後速やかに補助事業実績報告書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添え、区長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 補助事業等の収入支出決算書

(補助金額の確定)

第 10 条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第 6 号)により確定した額を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 11 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第 7 号)を区長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳票等を整備し、5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 24 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業の名称	補助事業の概要
コミュニティ活動助成	区民が主体となり、幅広い区民参加のもと自主的に設立し、浦和区長がコミュニティ会議として認定した団体が地域コミュニティを活性化し、区民が愛着の持てるまちづくりを推進するために実施する事業に対し、区の予算の範囲内で助成する。
スキルアップ助成	区民が主体となり、幅広い区民参加のもと自主的に設立した団体のスキルアップ（技術力等の向上）を促すため、10万円を限度とし、予算の範囲内で助成する。

4 浦和区区民会議委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属
会長	坂 本 和 哉	浦和区自治会連合会
副会長	大 郷 恒 吉	北浦和 GINZA レッズ商店街
副会長	丸 山 繁 子	コミュニティ会議
企画部会		
	大 工 原 潤	元市民懇話会
	山 本 信 子	公募
	樋 田 範 子	公募
	岡 野 昭 夫	公募
	小 川 晃	埼玉中央青年会議所
	小 原 茂	浦和区自治会(環境対策)
	坂 場 き み	地区社会福祉協議会
	鈴 木 隆 吉	公募
	大 郷 恒 吉	北浦和 GINZA レッズ商店街
	新 田 博 利	浦和レッドダイヤモンドズ
	水 谷 元 雄	浦和医師会
運営部会		
	大 関 豊 壽	浦和歯科医師会
	岡 田 唯 文	コミュニティ会議
	秋 山 忠 一	コミュニティ会議
	新 井 幸 芳	青少年育成さいたま市民会議
	一 柳 晶 子	公募
	坂 本 和 哉	浦和区自治会連合会
	吉 野 勝 則	さいたま市PTA協議会 浦和区連合会
	渡 辺 修	コミュニティ会議
広報部会		
	柿 堺 一二三	浦和区民生・児童委員協議会
	東 一 邦	さいたま NPO センター
	中 島 昌 男	さいたま市薬剤師会
	藤 倉 幸 親	さいたま商工会議所
	丸 山 繁 子	コミュニティ会議
	吉 岡 基 代	コミュニティ会議

は部会長、 は副部会長。委員は全25名、企画部会、運営部会、広報部会のいずれかに必ず所属するものとした。

5 浦和区コミュニティの広場実行委員会名簿

(敬称略)

	氏名	所属
会長	坂 本 和 哉	区民会議会長
副会長	柿 堺 一 二 三	広報部会長
副会長	藤 倉 幸 親	
	秋 山 忠 一	
	大 関 豊 壽	運営部会長
	岡 田 唯 文	
	岡 村 幸 子	
監事	小 原 茂	
会計	清 水 繁	
	清 水 理 恵	
書記	大 工 原 潤	企画部会長
	大 郷 恒 吉	区民会議副会長
	都 築 葉 子	
会計	中 島 昌 男	
	萩 原 和 代	
書記	東 一 邦	
監事	丸 山 繁 子	区民会議副会長
	吉 岡 基 代	
	渡 辺 修	

は第1期区民会議委員

浦和区区民会議 平成 17 年度活動報告書

編 集：浦和区区民会議

発行日：平成 18 年 3 月

発 行：さいたま市浦和区コミュニティ課

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 048-829-6037

ホームページ http://www.city.saitama.jp/index_urawaku.html
